

# 国立国会図書館組織規程

(平成十四年三月三十一日国立国会図書館規程第二号)

改正 平成 十八年十月二十六日国立国会図書館規程第三号

同 十九年三月二十八日同 第一号

同 二十年四月 一日同 第二号

同 二十一年四月 一日同 第二号

同 二十二年四月 一日同 第二号

同 二十三年六月二十三日同 第一号

同 二十五年五月 三十日同 第二号

令和 四年六月 一日同 第三号

## 目次

### 第一章 中央の図書館

#### 第一節 部局(第一条―第八条)

#### 第二節 関西館(第九条)

#### 第二章 国際子ども図書館(第十条・第十一条)

#### 第三章 職員等(第十二条―第三十条)

#### 第四章 雑則(第三十一条・第三十二条)

#### 附則

### 第一章 中央の図書館

#### 第一節 部局

#### (部局)

第一条 中央の図書館に、総務部、調査及び立法考査局、収集書誌部、利用者サービス部及び電子情報部を置く。

#### (総務部の事務)

第二条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立国会図書館(以下「館」という。)の所掌事務の総合調整に関すること。

二 機密に関すること。

三 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第六条の規定による報告に関すること。

四 両議院の議院運営委員会等における館に関する審査等に係る報告又は資料の提出に関すること。

五 館長及び副館長並びに館の公印の保管並びに公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六 館に関する法規に関すること。

七 広報に関すること。

八 館の所掌事務の実施に係る評価の総括に関すること。

九 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事、教養及び訓練並びに福利厚生に関すること。

十 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十一 国有財産、債権及び物品の管理に関すること。

十二 庁舎の新営その他の営繕に関すること。

十三 庁内の管理に関すること。

十四 行政及び司法の各部門に対する図書館奉仕の連係に関する

こと。

十五 支部図書館との連絡調整に関すること。

十六 法第二十一条第一項第二号に規定する地方議会及び図書館人等への援助並びに図書館及び図書館関係団体等との連絡及び協力に関すること（他の部局の所掌に属するものを除く。）。

十七 法第二十一条第二項に規定する複写料金に関すること。

十八 法第二十一条第三項の規定による複写に関する事務の委託に関すること。

十九 法第二十五条の二の規定による過料処分に関すること。

二十 国立国会図書館連絡調整委員会、国立国会図書館建築委員会及び国立国会図書館建築協議会の庶務に関すること。

二十一 前各号に掲げるもののほか、館の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

#### （調査及び立法考査局の事務）

**第三条** 調査及び立法考査局（以下「局」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第十五条各号に掲げる事務に関すること。

二 国会議員に対する図書館奉仕の提供に係る調整に関すること。

三 法第八条に規定する法律の索引の作成及びその提供に関すること。

四 法令資料、議会資料、官庁資料、政府間国際機関資料並びに

法律及び政治を主題とする図書館資料（この号に規定する電子

情報を除く。以下同じ。）及び電子情報（インターネット資料

（法第二十五条の三第一項に規定するインターネット資料をいう。第九条第二項第七号において同じ。）、オンライン資料（法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料をいう。

第九条第二項第八号において同じ。）、法第二十一条第一項第一号に規定する情報その他館がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供する情報又は再生のための機器の記録媒体に記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて別に定めるものをいう。以下同じ。）の選書又は選定に関すること。

五 館長が定める収集した官庁資料及び政府間国際機関資料の整理に関すること。

六 収集した法令資料及び議会資料並びに前号の資料に係る保管、保存及び図書館奉仕（第七条第一号に規定するものを除く。第十条第二項第五号から第七号まで及び第十四条を除き、以下同じ。）の提供に関すること。

七 法令資料、議会資料、官庁資料、政府間国際機関資料並びに法律及び政治を主題とする図書館資料及び電子情報に係るレファレンス並びに書誌又は目録の作成及び提供に関すること。

八 局所属の閲覧室等における電子情報に係る図書館奉仕の提供

に関すること。

#### (収集書誌部の事務)

#### 第四条 収集書誌部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 館の蔵書の構築及び電子情報の選定に係る方針に関すること。
- 二 図書館資料の選書の総括に関すること。
- 三 図書館資料の収集に関すること。
- 四 条約に基づく出版物の交換その他の図書館資料の交換に関すること。
- 五 収集した図書館資料（以下「収集資料」という。）の管理に関すること。

#### 第五条 削除

#### (利用者サービス部の事務)

- 十四 国内における国際標準逐次刊行物番号の管理に関すること。
- 十五 収集資料の保存に関する計画の策定及び実施の調整に関すること（電子情報部の所掌に属するものを除く。）。
- 十六 図書館資料資源の保存に関する調査及び研究並びに研修に関すること。
- 十七 図書館資料資源の保存に関する図書館及び図書館関係団体等との連絡及び協力に関すること。
- 十八 納本制度審議会の庶務に関すること。

#### 第六条 利用者サービス部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 七 電子情報の閲覧の提供を受けるための契約の締結その他の措置に関すること。
- 八 収集資料の整理に関すること。
- 九 書誌データの作成及び提供の総括に関すること。
- 十 書誌データの作成の標準化に関すること。
- 十一 法第七条に規定する国内の出版物の目録又は索引の作成及び提供に関すること。
- 十二 収集資料及び収集した電子情報に係る目録の作成、維持及び管理並びに提供に関すること。
- 十三 国内の逐次刊行物の記事、論文等の索引の作成及び提供に関すること。
- 一 収集資料及び電子情報に係る図書館奉仕（収集資料以外の図書館資料に係るレファレンスを含む。）の企画及び当該図書館奉仕に関する事務の調整に関すること。
- 二 東京本館（収集資料及び電子情報に係る図書館奉仕を提供するための館の施設であつて東京都に置かれたものうち、国会分館及び支部図書館を除いたものをいう。）における図書館奉仕の提供に関する事務の総括に関すること。
- 三 収集資料（局、関西館及び国際子ども図書館に所属するものを除く。）に係る保管、保存及び図書館奉仕の提供に関すること。
- 四 複写に係る図書館奉仕の企画及び当該図書館奉仕に関する事

務の調整に関すること。

五 収集資料（国際子ども図書館に所属するものを除く。）の複写に関すること。

六 図書館資料及び電子情報に係るレファレンスに関すること。

七 特定の主題に係る図書館資料及び電子情報の選書又は選定に関すること。

八 特定の主題に係る図書館資料及び電子情報又は特定の図書館資料の書誌又は目録の作成及び提供に関すること。

九 地図、古典籍資料、憲政資料その他館長が定める収集資料の整理に関すること。

十 利用者サービス部所属の閲覧室等における電子情報に係る図書館奉仕の提供に関すること。

#### （電子情報部の事務）

**第七条** 電子情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて館が発信する情報を用いて行う図書館奉仕の企画及び実施の調整に関すること。

二 前号に規定する図書館奉仕に関する図書館及び図書館関係団体等との連絡及び協力に関すること。

三 収集資料その他の図書館資料の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による複製に関すること。

四 前号の複製の成果の保存に関する計画の策定及び実施の調整に関すること。

五 第一号に規定する図書館奉仕並びに電子情報の収集及び保存に関する情報通信の技術に係る方式の標準化に関すること。

六 情報システムに係る事務の総括に関すること。

七 情報システム（第九条第二項第三号に規定するものを除く。）の整備及び管理に関すること。

八 情報システムに関する調査及び研究に関すること。

#### 第八条 削除

##### 第二節 関西館

#### （関西館）

**第九条** 関西館は、京都府に置く。

2 関西館は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 館長が定める洋雑誌、科学技術関係資料、アジア及び中東の諸言語の外国語資料その他の図書館資料に係る選書、収集、管理、整理、書誌又は目録の作成及び提供、保存並びに図書館奉仕の提供に関すること。

二 障害者に対する図書館奉仕に関する調査及び研究に関すること。

三 館長が定める情報システムの整備及び管理に関すること。

四 第七条第一号に規定する図書館奉仕に関する調査及び研究並びにその実施に関すること。

五 総合目録の作成及び提供に関すること。

六 館長が定める主題に係る電子情報の選定に関すること。

七 法第二十五条の三第一項の規定による記録その他の方法によるインターネット資料の収集に関すること。

八 法第二十五条の四第三項の規定による記録その他の方法によるオンライン資料の収集に関すること（収集書誌部の所掌に属するものを除く。）。

九 館長が定める電子情報の閲覧の提供を受けるための契約の締結その他の措置に関すること。

十 館長が定める電子情報の収集に関すること。

十一 収集した電子情報の整理及び保存に関すること。

十二 関西館における電子情報に係る図書館奉仕の提供に関すること。

十三 館長が定める主題に係る電子情報の書誌の作成及び提供に関すること。

十四 図書館及び図書館情報学に関する調査及び研究並びに研修その他図書館に対する協力に関すること。

## 第二章 国際子ども図書館

### (国際子ども図書館)

第十条 国際子ども図書館は、東京都台東区に置く。

2 国際子ども図書館は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際子ども図書館の広報及び庁内の管理に関すること。

二 児童書（おおむね十八歳以下の者が主たる利用者として想定

される図書及びその他の図書館資料をいう。以下この項において同じ。）及びその関連資料の選書に関すること。

三 収集した児童書及びその関連資料のうちアジア及び中東の諸言語の外国語資料の整理に関すること。

四 児童書の書誌又は目録の作成及び提供に関すること。

五 収集した児童書及びその関連資料に係る保管、保存及び図書館奉仕の提供に関すること。

六 児童書に関する図書館奉仕に関する調査及び研究並びに研修に関すること。

七 児童書に関する図書館奉仕に係る図書館及び図書館関係団体等との連絡及び協力に関すること。

## 第十一条 削除

### 第三章 職員等

#### (職員)

第十二条 館に、館長、副館長及び専門調査員のほか、次の職員を置く。

一 司書

二 調査員

三 参事

四 前三号に掲げる職員以外の職員

#### (専門調査員の職務)

第十三条 専門調査員は、命を受けて、及び局の局長の指示に従い、

各専門分野に係る法第十五条第一号から第三号までに掲げる事務

(以下「調査」という。)のうち重要なものをつかさどる。

(司書の職務)

第十四条 司書は、命を受けて、図書館資料及び電子情報に係る収集、整理、保管、保存、図書館奉仕の提供等に関する事務をつかさどる。

(調査員の職務)

第十五条 調査員は、命を受けて、局の所掌事務をつかさどる。

(参事の職務)

第十六条 参事は、命を受けて、総務部の所掌事務又は関西館の管理運営等に関する事務をつかさどる。

(第十二条第四号の職員の職務)

第十七条 第十二条第四号に掲げる職員は、命を受けて、事務に従事する。

(局長及び次長)

第十八条 局に、局長及び次長を置く。

2 局長は、命を受けて、局の所掌事務を掌理する。

3 次長は、局長を助けて、局の所掌事務を整理する。

(部長)

第十九条 部に、部長を置く。

2 部長は、命を受けて、部の所掌事務を掌理する。

(副部长)

第二十条 部に、副部长若干人を置くことができる。

2 副部长は、部長を助けて、部の所掌事務を整理する。

(司書監)

第二十一条 部に、司書監若干人を置くことができる。

2 司書監は、命を受けて、部の所掌事務に関する重要事項の企画及び調整に参画し、その一部を総括整理し、又は特に命じられた事務をつかさどる。

(主幹)

第二十二条 局に、主幹若干人を置く。

2 主幹は、命を受けて、局の所掌事務に関する重要事項の企画及び調整に参画し、その一部を総括整理し、又は特に命じられた事項の調査をつかさどる。

第二十三条 削除

(関西館長及び次長)

第二十四条 法第十六条の二第三項の関西館長は、司書のうちから命ずる。

2 関西館に次長を置き、司書のうちから命ずる。

3 次長は、関西館長を助けて、関西館の所掌事務を整理する。

(国際子ども図書館長)

第二十五条 法第二十二条第二項の国際子ども図書館長は、司書のうちから命ずる。

第二十六条 削除

(課及び課長)

第二十七条 局、部、関西館及び国際子ども図書館に、課を置く。

2 課に、課長を置く。

3 課長は、命を受けて、課の所掌事務を掌理する。

(主任司書)

第二十八条 部、関西館又は国際子ども図書館に、主任司書若干人を置くことができる。

2 主任司書は、命を受けて、部、関西館若しくは国際子ども図書館の所掌事務に関する特定事項の企画及び調整に参画し、又は特に命じられた事務をつかさどる。

(主任調査員)

第二十九条 局に、主任調査員若干人を置く。

2 主任調査員は、命を受けて、局の所掌事務に関する特定事項の企画及び調整に参画し、又は特に命じられた事項の調査をつかさどる。

(主任参事)

第三十条 総務部に、主任参事若干人を置く。

2 主任参事は、命を受けて、総務部の所掌事務に関する特定事項の企画及び調整に参画し、又は特に命じられた事務をつかさどる。

第四章 雑則

(行政及び司法の各部門の支部図書館)

第三十一条 行政及び司法の各部門の支部図書館の運営の方法及び

制度については、別に定めるところによる。

(組織の細目)

第三十二条 法及びこの規程に定めるもののほか、組織の細目は、

館長が定める。

附則

1 この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六号）の施行の日から施行する。ただし、第二条第二十号の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する日から施行する。

（施行の日）平成十四年四月一日、規定する日平成十四年十月

一日

2 国立国会図書館組織規程（昭和六十一年国立国会図書館規程第一号）は、廃止する。

附則（平成十八年十月二十六日国立国会図書館規程第三号）

この規程は、平成十八年十月二十六日から施行する。

附則（平成十九年三月二十八日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第五条第四号の改正規定は、同年七月一日から施行する。

附則（平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十一年四月一日国立国会図書館規程第二号）

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十二年四月一日国立国会図書館規程第二号）

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

（施行の日〓平成二十二年四月一日）

**附 則**（平成二十三年六月二十三日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、平成二十三年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第二号）

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号）の施行の日から施行する。

（施行の日〓平成二十五年七月一日）

**附 則**（令和四年六月一日国立国会図書館規程第三号）

この規程は、令和四年七月一日から施行する。